

住居表示に関するお知らせ（大貫地区の皆さまへ）

問合せ：上越市市民課 ☎526-5111（内線 1128）

説明会における質疑応答や、お配りしたパンフレットに修正箇所がありましたので、それらについてお知らせします。

1. 説明会等で寄せられた主な質問に対する回答

	質問内容	回 答	パンフの関連ページ
証明書	提出先が多く、住居表示変更証明書が足りなくなった場合はどうしたらよいか。また、いつまで発行してもらえるのか。	不足した場合は市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で請求してください。無料で発行いたします。なお、請求期限はありませんので必要の都度、請求してください。	1 ページ ※南出張所でも発行可能とします。
	提出先への住居表示変更証明書は、コピーでもよいか。	お手数ですが、それぞれの提出先へご確認ください。	1 ページ
戸籍	「本籍の変更について（お知らせ）」が1枚では足りない場合はどうしたらよいか。また、いつまで発行してもらえるのか。	不足した場合は市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で「戸籍の一部事項証明」を請求してください。無料で発行いたします。なお、請求期限はありませんので必要の都度、請求してください。	1 ページ
	「本籍の変更について（お知らせ）」は、他の地域に居住している息子の所にも届くのか。	大字大貫に戸籍のある全ての筆頭者宛（筆頭者死亡の場合には在籍者）へ12月1日以降、送付させていただきます。	1 ページ
	転籍の手続はどのように行えばいいのか。また、届出の際には何が必要か。	市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所に備付の届出用紙に、戸籍の筆頭者とその配偶者から署名・押印していただく必要があります。（筆頭者が死亡の場合、又は離婚等で配偶者が除籍となっている場合は、お一人で手続きできます）	2 ページ 4 ページ
	「転籍届により、本籍を街区符号で表示にする事も可能」とあるが、前後の戸籍がきちんとつながるのか。	街区符号で表示した場合にも経過が戸籍に記載されますので、前後の戸籍はつながります。なお、転籍届の手続は希望される方のみの手続です。	2 ページ 4 ページ
	街区符号での表示を希望して転籍をすると、運転免許証の手続などで、転籍の経過を証明するための証明書を有料で取らなければならないのか。	本籍入の住民票などを取っていただく必要があります。窓口で「住居表示での転籍の経過がわかる証明が必要」と申し出てください。（住民票の場合1通350円）	2 ページ 4 ページ 8 ページ
	街区符号での表示を希望して転籍をすると、同じ本籍の人が大勢になるので不都合はないか。	戸籍は「一組の夫婦及びこれと氏を同じくする子」を基本単位にして戸籍の筆頭者ごとに作られています。同じ本籍地の戸籍が存在しても不都合はありません。	2 ページ 4 ページ
運転免許証	運転免許証の住所・本籍の変更手続をしないことによる罰則規定はあるか。	罰則はありませんが、大切な本人確認資料となる運転免許証ですので、忘れずに手続をお願いします。	8 ページ
	学生で他の市区町村に居住している場合、運転免許証の住所変更手続は帰省した際でよいか。	手続は住民票のある市町村を所管している交通安全協会又は運転免許センターでお願いします。帰省の際でも結構です。	8 ページ
郵便	「旧住所でもしばらくの間、郵便物は届く」というのは、その後届かなくなるのか。	郵便局では住所を台帳管理しており、旧住所で出されたとしても配達されます。	5 ページ

	質問内容	回答	パンフの関連ページ
登記	不動産所有者の住所変更は、すぐ手続しなければならないのか。	相続、売買、抵当権設定など、登記の必要が生じた時に一緒に行っていただいてもかまいません。	10 ページ
	不動産所有者の住所変更手続について、手数料はずっと無料できるのか。	住居表示実施に伴う住所変更登記は、住居表示変更証明書の添付により期限なく登録免許税が無料となります。	10 ページ
	建物の名義が連名（共有名義）の場合、不動産登記申請書は1枚でよいか。	1枚に共有者全員の氏名を記入して申請します。詳しくは、新潟地方法務局上越支局へお問合せください。	10 ページ 11 ページ
	不動産所有者の住所変更手続について、1筆ごとに申請書が必要か。一覧表でもよいか。	配布資料に同封した登記申請書に記入できない分は同じA4サイズの上質紙等にご記入ください。詳しくは、新潟地方法務局上越支局へお問合せください。	10 ページ 11 ページ
その他	運転経歴証明書も変更手続が必要か。	上越警察署で変更手続が必要です。運転経歴証明書と住居表示変更証明書を持参してください。なお、本籍も変更のある方は「本籍の変更について（お知らせ）」も持参してください。	
	町名板、住居番号表示板の取付け位置はどこがよいか。	訪問して来た方がわかりやすい場所にご取付けてください。（玄関、門など）	
	旧住所の「住宅取得資金にかかる年末残高証明書」は住宅借入金等特別控除に使用できるか。また、年末調整の住所は新旧どちらの住所を書けばよいか。	旧住所の記載のものでも、今まで通り申請できます。また、年末調整の書類は提出日が12月1日以降の場合は新住所をご記入ください。なお、新旧どちらの住所の記載でも税務署で処理されます。	

※12月中は関係機関の窓口が混み合うことが予想されます。パンフレット5ページ以降の手続についてはいずれも急を要するものではありませんので、混雑の分散化にご協力ください。

2. 金融機関等の手続

各金融機関での手続を一覧にまとめました。ご不明な点は、各金融機関へお問合せください。なお、しばらくの間は通知書等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。

金融機関	手続方法、必要なもの、問合せ先
(株)第四銀行	①当座預金・融資取引がある場合（法人・個人）…お近くの第四銀行窓口で所定の「届出事項変更届」による変更手続をお願いします。お届出印（取引印）、本人確認資料、「住居表示変更証明書」をお持ちください。 ②当座預金・融資取引のない場合…銀行で住所変更をするので、手続の必要はありません。☎高田営業部 524-2141 稲田支店 524-2147 安塚支店 025-592-3211 直江津支店 543-3731 直江津西支店 543-6565 柿崎支店 536-2247 板倉支店 0255-78-2411 上越市役所出張所 526-6610
(株)北越銀行	当行で住所を変更しますので、お手続の必要はありません。☎高田支店 523-3121
(株)八十二銀行	①窓口…お近くの支店窓口でお手続ができます。ご預金のみのお取引のお客様はお届出印、本人確認資料をお持ちください。※融資・当座取引、でんさいのお取引がある場合は、お取引内容によりご用意いただく書類・お手続方法が異なりますので、事前にお問合せください。 ②郵送ほか…ご預金のみのお取引のお客様は、郵送またはインターネットバンキング（ご契約者のみ）でお手続が可能です。郵送の場合は「メールオーダーサービス」をご利用いただくか、当行ホームページから届出用紙をダウンロードしてご郵送ください。※融資（カードローン、はちののかん太くんカード、HaLuCa のみの場合を除きます。ただし、ご返済状況によってはご来店をお願いする場合がございます）当座取引、非課税貯蓄申告、特定口座、NISA 口座申込、でんさいのお取引があるお客様はご来店でのお手続となります。 ☎高田支店 524-4181 直江津支店 543-3407 潟町支店 534-2521

金融機関	手続方法、必要なもの、問合せ先
(株)大光銀行	原則、手続は不要です。 ※当座勘定取引、融資取引のある方については、個別に変更手続が必要となりますので窓口にお申し出ください。☎高田支店 523-6151 直江津支店 544-1022
(株)富山第一銀行	お近くの支店窓口で手続ができます。通帳、キャッシュカード、お届出印、住居表示変更証明書、本人確認資料をお持ちください。☎直江津支店 543-3771
上越信用金庫	原則、手続は不要です。 ※当座預金、生命保険のお取引がある方、もしくは融資取引がある方や変更登記を行った方は、当金庫所定の住所変更手続が必要となります。住居表示変更証明書をご持参ください。 ☎本店 543-3184 古城支店 543-2450 柿崎支店 536-2228 大潟支店 534-2724 春日支店 524-4125 名立支店 537-2311 浦川原支店 025-599-2016 有田支店 543-1122 五智支店 543-5222 昭和町支店 522-3655 高田中央支店 523-2117 稲田支店 524-3515 城北支店 524-6026 南支店 524-2311 大学前支店 522-4822
新井信用金庫	当金庫で住所変更をするので原則手続の必要はありませんが、お取引内容により住居表示変更証明書、本人確認書類、お届出印が必要となる場合があります。 ☎本店 0255-72-3101 脇野田支店 522-1160 中郷支店 0255-74-3201 板倉支店 0255-78-3321 三和支店 532-4530 及び各支店
新潟県信用組合	当組合で住所変更を行うので手続の必要はありません。 ※当座預金をお持ちのお客様はお手続きが必要となります。必要書類に関してはお問い合わせください。☎高田支店 524-2177 春日山支店 522-5950
糸魚川信用組合	当組合で住所を変更しますので、お手続の必要はありません。☎上越支店 522-7800
新潟県労働金庫	当金庫で住所を変更しますので、お手続の必要はありません。☎高田支店 523-5454
えちご上越農業協同組合	JA で住所変更を致します。※お急ぎの方は口座開設店で住所変更をお願いします。(通帳、お届出印、住居表示変更証明書、本人確認資料をご持参ください)
郵便局(貯金・簡保) ゆうちょ銀行	お近くの郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で住所変更の手続ができます。通帳、お届出印、住居表示変更証明書、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。☎ゆうちょコールセンター 0120-108420 (平日) 8:30~21:00 (土・日・祝日) 9:00~17:00 ※12月31日~1月3日は9:00~17:00

3. パンフレット「住居表示のご案内」及び新旧対照図の訂正について

住所変更手続等についてのパンフレット「住居表示のご案内」をお配りさせていただきましたが、内容の一部に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、お手持ちのパンフレットを修正くださいますよう、お願いします。

①パンフレット 6 ページ (枠の中の手続先をご確認ください。)

項目	誤	正
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障害者医療費受給者証	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所 福祉交流プラザ	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ
特別児童扶養手当証書	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所 福祉交流プラザ	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ

※南・北出張所では手続ができません。福祉交流プラザをご利用ください。

②パンフレットに記載の「住居表示証明書」は、「住居表示変更証明書」のことです。

パンフレット中のすべての箇所に「変更」の文字が落ちていました。

③新旧対照図につきましては、次ページのとおり街区界の表示がもれていました。